

新型コロナウイルス感染症の影響により納税証明書の提出が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により納税証明書（税金に未納がない旨の証明）の提出が困難な方は、以下の書類の提出をお願いします。

○和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所等を有する者である場合

＜必要な納税証明書＞

和歌山県が発行する納税証明書（別記第1号の1 2の2様式）
（和歌山県が課する県税の全税目に未納額のない旨の証明）

※猶予中の税目があっても発行されます。

（納税証明書内、「徴収猶予中のもの」にチェックが入ります。）

○全事業者

＜本来必要な納税証明書＞

税務署が発行する納税証明書（その3）
（消費税及び地方消費税に未納額のない旨の証明）



＜**納税証明書（その3）の提出が困難な方**>

税務署に猶予申請後送付される「納税の猶予許可通知書」の写し